

# 静岡文化芸術大学情報セキュリティポリシー

平成24年6月26日制定

## I 情報セキュリティポリシーの趣旨

静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）は、設置理念である社会に貢献する大学を実現するため、教育・研究活動を行っており、これらの基盤となる情報資産のセキュリティを確保することは、理念の実現に必要不可欠である。

本学情報セキュリティポリシーは、情報資産のセキュリティ確保のために必要な方針・手順等を明文化するものであり、情報セキュリティ対策に関する根本的な考え方を表した基本方針と対策基準によって構成され、本学の教職員・学生、その他本学の情報資産を利用する全ての関係者が遵守すべきものである。

## II 基本方針

### 1 目的

本学情報セキュリティポリシーは、情報資産の取り扱いや情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって本学の情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

本学情報セキュリティポリシーは、本学の教職員・学生、その他本学の情報資産を利用する全ての利用者に適用される。

### 3 遵守義務

利用者は、情報セキュリティの重要性について理解し、本学情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

### 4 用語の定義

情報セキュリティポリシーで使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

#### (1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (2) 情報

本学の教育・研究・管理運営に関わる者が作成し、又は取得した内容が記録された電磁的媒体及びそれに準ずる媒体をいう。

#### (3) 情報システム

本学の教育・研究・管理運営に関する情報を処理するシステムのことであり、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。

#### (4) 情報資産

本学の教育・研究・管理運営に関する情報及び情報システムをいう。

(5) **利用者**

本学情報資産を利用するすべての者をいう。

(6) **機密性**

情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) **完全性**

情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) **可用性**

情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

**5 監査・見直し**

(1) **情報セキュリティ監査及び自己点検の実施**

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて、情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(2) **情報セキュリティポリシーの見直し**

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに関する状況・環境の変化などにより、新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

(3) **改廃**

情報セキュリティポリシーの改廃は、教育研究審議会及び経営審議会の議を経て、役員会において決定する。

**III 対策基準**

情報セキュリティ確保のために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。なお、同対策基準は、非公開とする。

また、対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な情報セキュリティ実施手順を策定する。なお、同実施手順は、非公開とする。